

TSUKUMI

誇りと自信に満ちたまち「津久見」
～ 笑顔と活力あふれる定住拠点 ～

2023
March

3

No. 915



3年ぶりの通常開催! 第11回 豊後水道河津桜まつり

Main contents

主な内容

- 新型コロナワクチン情報.....2
 - 子育て世帯への商品券給付のお知らせ.....3
 - 選挙のお知らせ.....4～5
 - トピックス.....24～25
- 本誌掲載のイベント等は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、変更・中止の可能性があります。



新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

新型コロナワクチン接種の接種期限は**令和5年3月31日**までです。まだ接種していない方は、早めに予約をして接種しましょう。

現時点では、オミクロン株対応ワクチンを1回接種している方は接種終了となります。以後、接種券・予診票等は送付していません。接種券・予診票を紛失している方は再発行できますので、健康推進課にご連絡ください。

今後の方針については、国が3月上旬までに予防接種・ワクチン分科会において方針を取りまとめる予定ですので、決まり次第お知らせします。

乳幼児(生後6か月以上～5歳未満)のワクチンについては、市報2月号「子どもの健康と病気の予防」で詳しく掲載しています。

令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

出典：厚生労働省

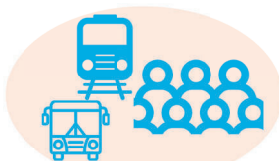
2月10日に行われました政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が決定され、3月13日以降のマスク着用の考え方が示されました。現在は「会話が行われない屋外」や、「身体的距離が確保でき、また会話が行われない屋内」といった場面を除いて、マスクの着用が推奨されていますが、**3月13日以降は、マスクの着脱については、個人の主体的な選択を尊重し、屋内外を問わず、着用は個人の判断に委ねることが基本**となります。その上で、政府において、マスクの着用が効果的である場面や着用をお願いする場面として、以下が示されています。

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

＜着用が効果的な場面＞

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

- ・医療機関を受診する時
- ・高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス(※)に乗車する時 (当面の取扱)

(※) 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

そのほか、

○新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的です。

＜症状がある場合など＞

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。

＜医療機関や高齢者施設などの対応＞

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

【留意事項】

○子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。

○なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあります。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面などへの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします。

津久見市役所 健康推進課

新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム TEL 82-9523(直通)

令和4年度 子育て世帯への商品券給付のお知らせ

津久見市では、物価高騰等の影響を受けている子育て世帯の経済的支援を図るため、津久見市に居住する児童に対して、一人あたり1万円分の津久見市内で利用できる津久見商業協同組合の商品券を給付しています。

1. 対象者

平成16年4月2日から令和5年4月1日までに生まれ、津久見市に住所を有する児童

2. 引換場所・期間

①津久見商業協同組合

令和5年1月 4日(水)～3月15日(水)

月曜～金曜：10時～16時

※昼休み12時～13時

土曜：10時～12時

※日曜・祝祭日を除く

②津久見市役所

令和5年3月16日(木)～4月14日(金)

月曜～金曜：9時～17時

※日曜・祝祭日を除く

★引き換えはお早めに!!

3. 引換に必要なもの

【本人】①商品券引換券

②受取人の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバー・健康保険証等)

【代理人】①商品券引換券

②委任状(ハガキ) ※対象者へ送付済み

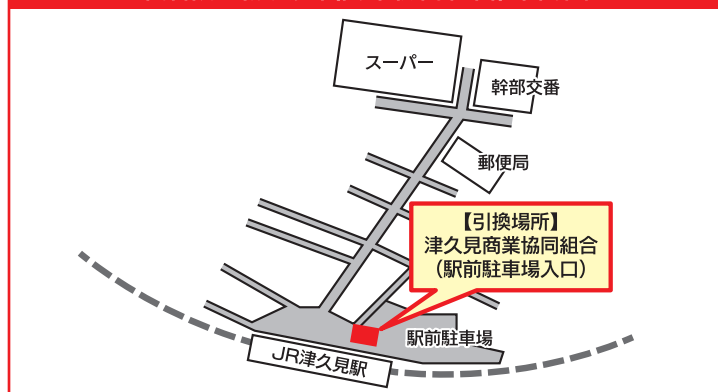
③代理人の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバー・健康保険証等)

4. 商品券に関するお問い合わせ

津久見商業協同組合：Tel 0972-82-1728

市役所社会福祉課：Tel 0972-82-9519

商品券引換場所(商業協同組合)案内図



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市や国の職員がATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに上記問い合わせ先又は警察にご連絡ください。

あるけん! 行くけん! 選挙権!

4月9日(日) 県知事選挙

4月23日(日) 市議会議員選挙

県議会議員選挙・市議会議員選挙立候補予定者等説明会

県議会議員選挙および市議会議員選挙立候補予定者、同出納責任者に対し、立候補届出等に関する説明会を次のとおり行いますので、立候補予定者または関係者の人は必ず出席してください。

なお、出席される人の印鑑が必要ですので、必ずご持参ください。

※出席者は、1候補につき2人以内でお願いします。

◆県議会議員選挙立候補予定者等説明会
3月6日(月)午後2時～ 市役所新館2階会議室

◆市議会議員選挙立候補予定者等説明会
3月20日(月)午後2時～ 市役所新館2階議会委員会室

市民の代表を選ぶために、よく考えて、みんなそろって投票しましょう。

投票できる人

◆県知事・県議会議員選挙

- ①投票日現在で満18歳に達する人
平成17年4月10日までに生まれた人で、引き続き三箇月以上津久見市に住所を有する人
- ②県知事選挙(登録基準日 3月22日)
令和4年12月22日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人
- ③県議会議員選挙(登録基準日 3月30日)
令和4年12月30日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人

◆市議会議員選挙(登録基準日 4月15日)

- ①投票日現在で満18歳に達する人
平成17年4月24日までに生まれた人で、引き続き三箇月以上津久見市に住所を有する人
- ②令和5年1月15日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人



期日前投票について

◎投票日当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭、病気、天災や悪天候等やむを得ない一定の理由に該当することが見込まれる選挙人は、期日前投票所で投票ができます。

選挙の種類	期日前投票所の名称	投票のできる期間	投票のできる時間
大分県知事	市役所大会議室	3月24日から4月8日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館		
	市役所四浦出張所	4月6日から4月8日まで	午前10時から午後5時まで
	保戸島地区集会所		
県議会議員	無垢島地区集会所	4月4日(1日のみ)	午前10時から午後4時まで
	市役所大会議室	4月1日から4月8日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館		
	市役所四浦出張所	4月6日から4月8日まで	午前10時から午後5時まで
津久見市議会議員	保戸島地区集会所		
	無垢島地区集会所	4月4日(1日のみ)	午前10時から午後4時まで
	市役所大会議室	4月17日から4月22日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館		
津久見市議会議員	市役所四浦出張所	4月20日から4月22日まで	午前10時から午後5時まで
	保戸島地区集会所		
	無垢島地区集会所	4月18日(1日のみ)	午前10時から午後4時まで

不在者投票について

- ◎①指定病院、老人ホーム等の施設で行う投票 ②名簿登録地以外での投票 ③選挙期日には18歳に達するが、期日前投票の時点では、まだ18歳に達していない人の投票については従来どおり不在者投票を行うこととなります。
- ◎不在者投票は、告示日の翌日から投票日の前日までの間、指定病院等または市役所選挙管理委員会前会議室において行うことができます。

郵便などによる不在者投票について

- ◎身体に重度の障がいがあり、投票所で投票できないときは、投票用紙などを請求すると郵便で不在者投票ができます。ただし、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を持っていて、一定の要件に該当する人に限られます。郵便で投票するときは、「郵便等投票証明書」が必要です。この証明書は、交付に当たってあらかじめ申請手続きが必要となりますので、要件に該当する人で証明書のない人は、早めに選挙管理委員会に申請してください。
- ※郵便による不在者投票の制度では、自ら投票用紙に記載できない場合、障がいの程度により代理人が代わりに投票用紙に記載する方法もありますが、あらかじめ届け出が必要となります。

船員の不在者投票について

- 船員は、選挙期日の告示があった日の翌日から選挙期日の前日までの間に、総務省令で指定する市町村（指定港所在市町村）の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙および不在者投票用封筒の交付を請求することができます。
- ※投票用紙等の請求には、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳の提示が必要となります。

投票の方法

- ☆県知事選挙の投票日当日の投票方法は、「**記号式**」投票です。

投票用紙に印刷されている候補者氏名の上の「○をつける欄」に備え付けのスタンプなどで○を付けて投票する方法です。

- ☆県議会議員・市議会議員選挙、期日前投票・不在者投票・点字投票は、「**記名式**」投票です。

投票しようとする候補者の氏名を投票用紙に、はっきりと書いてください。



投票所と投票時間

投票区名	投票所	投票時間	投票区名	投票所	投票時間
第1投票区	市役所大会議室	7時～18時	第9投票区	赤崎地区集会所	7時～17時
第2投票区	津久見小学校体育館	7時～18時	第10投票区	漁村センター	7時～17時
第3投票区	千怒小学校体育館	7時～18時	第11投票区	久保泊地区農業構造改善センター	7時～17時
第4投票区	第二中学校体育館	7時～18時	第12投票区	市役所四浦出張所	7時～17時
第5投票区	青江小学校体育館	7時～18時	第13投票区	青少年研修センター	7時～17時
第6投票区	堅徳小学校体育館	7時～18時	第14投票区	高浜地区集会所	7時～17時
第7投票区	長目小学校体育館	7時～17時	第15投票区	保戸島地区集会所	7時～17時
第8投票区	日見公民館	7時～17時			

開票所と開票時間

- ☆投票日当日の午後8時から津久見市民体育館にて開票が行われます。



●問い合わせ先 / 津久見市選挙管理委員会事務局 ☎82-4117

つくみプレミアム付きクーポン券 第7弾「つくぽん」

つくみを
もっともっと
元気に!!

を販売開始します!

「大分県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業」の助成を受けて、事前に予約申込みを行った方を対象に、「つくぽん」の販売を開始いたします。今回の「つくぽん」は大分県の事業であるため、プレミアム率を30%とし、1セット13,000円分(500円券×26枚)を10,000円で販売し、購入制限をお一人につき2セットまで、使用期間を令和5年6月30日(金)までとしています。

また、今回も携帯アプリ「LINE」・「ハガキ」・「商業協同組合持参」のいずれかによる事前申込制となりますので、ご注意ください。

詳細については、下記をご覧ください。

【事前申込みの概要】

- ・事前申込受付開始：令和5年3月6日(月) 10時から
- ・事前申込受付期限：令和5年3月31日(金)まで
【注：事前申込受付は券が完売次第、終了します】
- ・引換期間等：令和5年3月19日(日) 10時から3月31日(金)まで
【注：「購入引換券」を持っている方のみ購入できます】
- ・引換場所：商業協同組合 管理事務所（駅前駐車場）ほか
※申込者は必ず、引渡ハガキまたはスマートフォンをご持参の上、引換期間内に
ご購入ください。
※引換時には、マスクの着用等、感染対策のご協力をお願いいたします。
※利用金額がつくぽんの額面に満たない場合は、つり銭は出ません。



【第7弾『つくぽん』の概要】【発行冊数 10,000冊】

- ・使用期間：令和5年3月19日(日)～6月30日(金)
- ・購入対象者：市内事業所を利用する消費者
- ・販売価格：1セット13,000円分(500円券×26枚)を10,000円で販売
※1セットの内容 大型店舗以外で利用可能→500円券×14枚
大型店舗を含む参加全店舗で利用可能→500円券×12枚
- ・購入制限：お一人につき2セットまで

つくぽんホームページ↓

詳しくは、3月1日発行の市報折込または
3月上旬発行の新聞折込をご確認ください!



【発行】津久見市 【協力】津久見商工会議所・津久見市観光協会・津久見市飲食店組合・
津久見理容組合・津久見美容組合

【お問い合わせ先】津久見商業協同組合 TEL 090-3609-1373

※「つくぽん」の使用可能店舗などは折込チラシやつくぽんホームページをご覧ください。

あなたの家族や
知り合いの方

成年後見制度

こんな不安や心配を抱えていませんか？



支払いやお金のやり
繰りが上手くできな
くなったなあ・・・。



私が亡くなった後、
障がいのある子ども
の将来が心配だわ。



将来に備えて、生活のことや
財産管理のサポートをしてく
れる人を決めておけたらなあ。

こんな不安を
解消してくれるのが
成年後見制度
です。



成年後見制度ってどんな制度なの？

認知症や知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活で心配ごとを抱えたり、困りごとが起こったりすることがあります。

そんな方たちが、安心して暮らせるように、本人の意思を尊重しながら、生活や財産を守り、契約を代わりに行うなど、さまざまな法的支援を行う制度です。

成年後見制度には、将来判断能力の低下に備える**任意後見制度**と既に判断能力が不十分な人を支援する**法定後見制度**の2種類があります。

どんなことをしてくれるの？



書類の確認や手続き



通帳の保管や支払い



入院、施設入所の契約
手続き



家などの財産管理や
相続が発生した時の
協議や手続き



福祉サービス利用の
ための手続き



不利益な契約の
取り消し



定期的な訪問や見守り

本人の想いを大切に
しながら、いろいろな手続き
を行います。



成年後見制度を利用するにはどうしたらいいの？

まずは、**成年後見制度相談センター(社会福祉協議会)**
(☎0972-82-5000)に相談してください。

保健だより -No.317-



3月は「自殺対策強化月間」です

毎年3月は、自殺対策基本法に基づき「自殺対策強化月間」と定められています。

家族や友人、職場の同僚など、「いつもと様子が違うな?」「元気がないな?」と感じる方はいませんか? 悩みや問題は抱えこまずに、早めに相談機関の利用や医療機関の受診を勧めましょう。

	相談窓口	電話番号	受付時間
身近な窓口相談	市健康推進課	0972-82-9523	午前8時30分～午後5時
	大分県中部保健所	0972-62-9171	午前8時30分～午後5時15分
	大分県こころとからだの 相談支援センター	097-542-0878	午前9時～正午 午後1時～午後4時

電話相談

☆大分いのちの電話

Tel: 097-536-4343 (毎日24時間対応)

☆フリーダイヤル『自殺予防いのちの電話』

Tel: 0120-783-556 (毎月10日8時～翌日8時)

☆チャイルドライン

(特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター)

Tel: 0120-99-7777 (午後4時～午後9時)

※チャイルドラインは18歳までの子ども専用です。

☆子供のSOSの相談窓口 (文部科学省)

Tel: 0120-0-78310

SNS相談

☆特定非営利活動法人 あなたのいばしょ

チャット相談

(24時間365日対応)

年齢や性別を問わず、誰でも無料・
匿名で利用できるチャット相談窓口



☆チャイルドラインチャット相談

(毎週木曜日・金曜日・第3土曜日

16時～21時)

※チャイルドラインは18歳までの子ども
専用です。



令和5年度特定健診 (健康診査) について

国民健康保険加入の方

「令和5年度特定健診(健康診査)・がん検診
に関する受診希望調査票」を郵送します。

対象者 国民健康保険加入者で、
19～74歳の方

発送日 3月中旬

返信期限 **4月7日(金)の予定です**

◆同封の返信用封筒で返信してください。

◆日程や受診方法等についても、受診調査票に記載
しています。

お問合せ先 健康推進課 82-4147

不要入れ歯リサイクル ご協力をお願い

津久見市では、不要入れ歯リサイクル活動として、市内2か所に不要入れ歯回収ボックスを設置しています。リサイクル活動による収益は、ユニセフを通じて世界の子どもたちへの支援に使われていきます。

また、収益の一部は、津久見市社会福祉協議会の活動資金として役立てられます。

不要になった入れ歯等をお持ちの方は、ぜひ回収へのご協力をお願いいたします。

設置場所	リサイクルをお願いするもの
津久見市役所	・ 不要になった入れ歯 ・ 歯にかぶせた金属
津久見市 社会福祉協議会	・ 歯に詰めた金属 ・ 歯と歯をつないだ金属

乳幼児健診日程

	日付・受付時間	会 場	対 象
4 か 月 児 健 診	3月2日(木) 13:15～13:30	市民会館	2022年(令和4年) 10月生まれ
10 か 月 児 健 診	3月2日(木) 13:30～13:45	市民会館	2022年(令和4年) 5月生まれ
3歳6か月児健診	3月9日(木) 13:15～13:30	市民会館	2019年(令和元年) 8・9月生まれ

- ※ 子どもの体調の悪い場合は延期しましょう。
- ※ 母子健康手帳を忘れずにお持ちください。
- ※ 健診案内時に同封している問診票を事前に記入してお持ちください。



新小学一年生の方へお知らせ

①ワクチン接種はお済みですか？

小学校に入学する前は、ワクチンの接種を確認するためにとてもよい時期です。
母子健康手帳を見返して、接種忘れがないか確認しましょう。

《これまでを受けたワクチン□、就学前に受けるワクチン○》

	ワクチン	1回目	2回目	3回目	4回目	チェックボックスに空欄がある場合
定 期	B型肝炎	□	□	□		接種が必要な可能性が高いです。 かかりつけ医に相談してください。
	ヒブ	□	□	□	□	
	小児用肺炎球菌	□	□	□	□	
	四種混合	□	□	□	□	
	BCG	□				
	日本脳炎	□	□	□		
	MR(麻しん風しん)	□	○			
	水痘	□	□			
任 意	三種混合(追加)	○				} 市内医療機関のみ無料
	ポリオ(追加)	○				
	おたふくかぜ	□	○			

**就学前に受けるワクチン(MR・三種混合・ポリオ・おたふくかぜ)の無料の接種期間は
令和5年3月末までとなっています。接種を希望する場合は早めに医療機関に予約をしてください。**

※ 対象期間を過ぎた場合、自己負担が発生します。

《小学校以降に接種するワクチン》

時 期	ワクチン	接種回数	備 考
9～12歳	日本脳炎	1回	対象者に個別通知を行います
11～12歳	二種混合	1回	
小6～高1女子	子宮頸がん	3回	

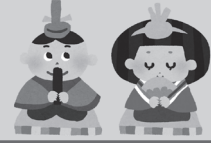


②新しい『子ども医療費受給資格者証』をお送りします

現在ご使用の『子ども医療費受給資格者証』の有効期限は令和5年3月末までとなっていますので、新しい『子ども医療費受給資格者証』(小学生・中学生用)をお送りします。申請は不要です。

4月1日以降、医療機関へ受診される場合は新しい『子ども医療費受給資格者証』(小学生・中学生用)をご利用ください。

●問い合わせ先 / 健康推進課 ☎82-9523



1 (重要なお知らせ)「おおいた子育てほっとクーポン」について

○おおいた子育てほっとクーポンの令和5年度以降の取り扱いについて

平成27年より子育て支援サービスの周知と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として実施してきた「おおいた子育てほっとクーポン」は国の「出産・子育て応援給付金」開始に伴い、令和5年度以降発行しないこととなりました。

なお既に発行済のクーポンは使用可能で、令和5年3月31日生まれのお子さんまでは支給対象となります。

詳細は県ホームページをご参照ください。

○ほっとクーポンの使い忘れはありませんか？

クーポンには有効期限(3歳のお誕生日の前日まで)が有りますので、期限内でのご利用をお願い致します。

例) 誕生日が令和2年3月31日の場合

→令和5年3月30日まで

※有効期限はクーポンの表紙に記載されています。



大分県ホームページ
「令和5年度以降のおおいた子育てほっとクーポンの取扱について」

2 子育てに関するイベント情報 (3月)

子育て支援センター じゃん・けん・ぽん

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1日(水) リズム遊び | 16日(木) 思い出制作 |
| 2日(木) ひなまつり会 | ※要予約 |
| 3日(金) 自由遊び | 17日(金) 車で遊ぼう |
| 6日(月) 自由遊び | 20日(月) 自由遊び |
| 7日(火) リトミック教室 | 22日(水) リズム遊び |
| 講師：足立地衣先生 | 23日(木) 赤ちゃん&プレママデー |
| 8日(水) 身体測定 | 24日(金) おもちゃで遊ぼう |
| 9日(木) からだを動かそう | 27日(月) ボール遊び |
| 10日(金) 戸外遊び | 28日(火) おもちゃで遊ぼう |
| 13日(月) 自由遊び | 29日(水) 自由遊び |
| 14日(火) ボールで遊ぼう | |
| 15日(水) 戸外遊び | |



←注意事項については、津久見市ホームページをご確認ください。
詳細は下記問い合わせ先にご確認下さい。

と ころ：津久見市大字千怒6111番地の1(とき倶楽部内)
開所時間 9:30~15:30 月~金(祝日を除く)

☎ 子育て支援センターじゃん・けん・ぽん：0972-83-5560

注意：

新型コロナウイルスの感染状況によって、各行事は中止または変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

大分県こども救急電話相談

(固定電話・携帯電話対応)

月~土 19:00 ~翌8:00

日・祝 9:00 ~ 17:00
19:00 ~翌8:00

#8000

やまびこクラブ(フラワーキッズ)

なのはな児童館(地蔵町4番10号)での教室です！

お花教室

日 時 3月14日(火) 16:00~
参加料 500円(花代)
※定員になり次第、〆切とさせていただきます。



空手教室

日 時 3月22日(水) 16:00~
指導者 新国際空手道連盟 芦原会館
※動きやすい服装でお越しください。

参加
無料!

☎ なのはな児童館：0972-82-7287

市民図書館でのイベント



おはなしのへや

- ①3月 1日(水) 14:30~
②3月25日(土) 16:00~
☆場所は1階 児童室です！

おとぎのひろば

- 3月11日(土) 14:00~
☆場所は2階 会議室です！
☆絵本の読み聞かせ、紙芝居などをおこなっています！

☎ 市民図書館：0972-85-0080



母子モ(ボシモ)で検索!

母子モ

検索



第8回 市内合同避難訓練

3月26日(日)実施!

東日本大震災から12年が経過しました。津久見市では、南海トラフ巨大地震の津波を想定し、今年度4年ぶりの市内合同避難訓練を実施します。訓練に参加される各区では、自主防災会と地元消防団、防災士、区民の皆様が協力して避難訓練を行っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

※避難訓練等詳細については、各自主防災会(地区)に従ってください。

※当日、この訓練に地域行事等で参加できない地区もありますので、ご注意ください。

※訓練に参加できない地区でも、防災スピーカーから市内一斉放送を行いますので、ご了承ください。

◆第8回市内合同避難訓練【3月26日(日)開催 小雨決行 ※気象警報発令時は中止】

時 間	訓 練 項 目	訓 練 内 容
8:20～ 8:40	各地区消防積載車等による事前放送	地区防災行政無線、消防積載車等による訓練が実施されることを地区住民へ周知するための事前放送。
8:45	津久見市防災行政無線による事前放送	防災スピーカーを使用し、市内全域への訓練実施周知の事前放送。
9:00から 9:30までの間に放送 配信予定	緊急地震速報 (訓練放送)	防災スピーカーを使用し、訓練警報(緊急地震速報)を一斉放送する。
	大津波警報発令 (訓練放送)	防災スピーカーを使用し、訓練警報(大津波警報)を一斉放送する。
	緊急エリアメール配信 (訓練用メール)	市内に滞在する方の携帯電話に一方的に配信され、受信すると専用の着信音が流れます。受信するための登録は不要で、受信料などは無料です(機種によっては配信されないこともあります)。登録の有無にかかわらず配信されますので、ご理解ご協力をお願いします。
	避難訓練(※避難開始)	大津波警報の発表、避難指示等を受けて避難開始。自主防災会・消防団は避難誘導を行う。 ※訓練ですので、けが等には十分注意し、無理をしないで対応可能な範囲内で訓練に参加してください。また、避難時は赤信号での停止や横断歩道の活用など、交通ルールを遵守してください。
	市災害対策本部設置	市役所は、災害対策本部を設置。
	地区災害対策本部設置	訓練参加地区(自主防災会)は、速やかに役員の招集を図り、地区災害対策本部を設置。
9:40～ 9:50	避難者数の確認・報告	津波避難目標地点において、訓練参加者数の確認を行い、地区災害対策本部へ報告。
	避難者数の集計・報告	自主防災会は、各避難場所より避難者数の報告を受け、区内の避難者人数を集計し、市災害対策本部へ報告。
10:00	訓練終了	各自主防災会は地区民に訓練終了を知らせる「訓練終了放送」
避難訓練 終了後	各地区自主的訓練	津波避難訓練終了後、各地区で企画・立案した訓練を行う。(初期消火訓練・炊出し訓練・防災備品点検・半島部においての陸間、角落し訓練等)

●問い合わせ先 / 総務課 防災・地域コミュニティ班 ☎82-4115



環境ひろば

No.113

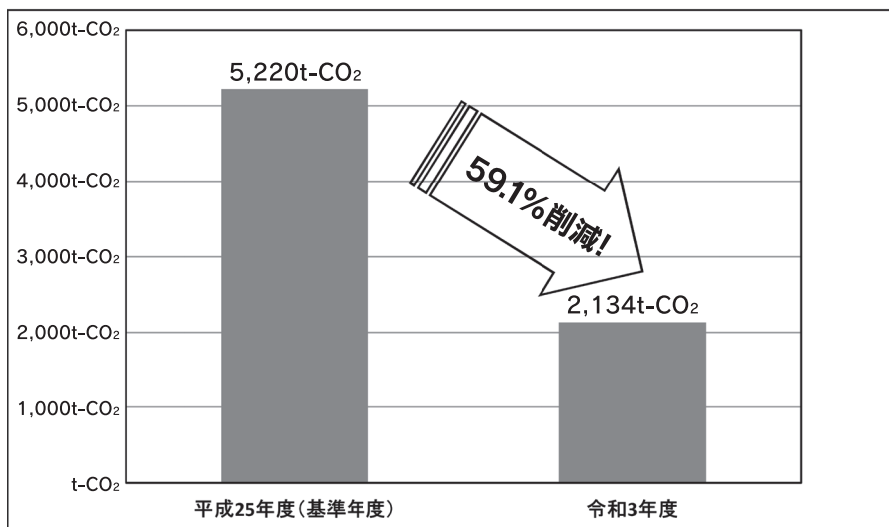


第4期 津久見市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(令和3年度の取組結果)

津久見市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスを削減する計画を策定し取り組んでいます。この計画は、市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出・削減及びそのための取組を推進することを目的とし、市役所が率先して地球温暖化防止に努めることで、全市的な取組に広がっていくことを期待するものです。

第4期実行計画では、令和2年度から令和12年度までの11年間で、市役所の施設全体で温室効果ガス排出量を26%削減する計画です。

平成25年度を基準年とした、令和3年度の取組結果を報告します。



第4期 令和3年度の温室効果ガス削減結果

第4期実行計画における令和3年度の取組結果は、温室効果ガス排出量の約7割を占める電気使用に関する削減効果が大きく、市役所の施設全体で基準年度に比べ59.1%削減することができました。引き続き温室効果ガス削減に向けて取り組んでいきます。

⚠️大変困っています。

うばめ園分場に、持ち込めないごみの持ち込みがありました

写真のようなごみの持ち込みがありました。

持ち込めないごみの持ち込みは『不法投棄』にあたります。不法投棄は犯罪であり、厳しい罰則が適用されます。

改めて、持ち込みができるごみの確認をお願いします。

下記の資源ごみ(紙類)と缶、瓶の一部は、24時間・365日持ち込みができます。

持ち込める物

○資源ごみ(紙類)

- ・新聞紙、チラシ、雑誌、本、段ボール、紙パック
- ・雑がみ(菓子箱、ティッシュ箱、トイレトペーパーの芯など)
- ・シュレッダーくず

○缶類、一升瓶、ビール瓶

※その他詳細は下記持ち込み先へお問い合わせください。

持ち込み先

うばめ園分場(電話82-2898) 津久見市大字千怒1番地2



●問い合わせ先 / ドリームフューエルセンター
環境保全課

☎82-1560
☎82-9513

福祉情報

手話通訳者

設置日



▼3月の設置日

6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)

▼設置時間

8時30分～12時
13時～16時30分

困りごと・

心配なこと

お気軽にご相談!!



生活のことなど、お困りごとありませんか？

相談員にお気軽にご相談ください。(要予約)

▼日時 3月22日(水)

13時30分～15時30分

▼場所

市役所会議棟会議室
(ハローワーク隣)

▼問い合わせ先

社会福祉課 ☎82・9547

安心お守りキットに

登録しませんか？

安心お守りキットとは、65歳以上の方や障がいをお持ちの方などが緊急時にご自身の情報を伝えるためのものです。

息子・娘さんなど同居して

いる方、お元気な方でもいざという時に備えるため早めの登録をお願いします。

情報の更新をしましょう！

すでに安心お守りキットをお持ちの方で自身の状態や状況、環境などが変わった場合には登録しているご自身の情報の変更・更新をお願いします。

安心お守りキットの保管は、冷蔵庫にお願いします。

※新規登録や情報更新等については、長寿支援課・社会福祉課へご相談ください。

▼問い合わせ先

長寿支援課 ☎82・9533

長寿支援課(港出張所)

社会福祉課 ☎82・9566

☎82・9519

第18回 大分県障がい者スポーツ大会
会参加者募集



▼開催日

4月2日(日) アーチェリー

5月13日(土)

卓球・サウンドテーブルテニス

5月14日(日) ボッチャ

5月20日(土)

陸上・フライングディスク

5月21日(日) 水泳

5月27日(土) ボウリング

※申込先や申込方法・会場等につ

いては競技により異なります。詳細はお問い合わせください。

▼申込期限 3月15日(水)

▼問い合わせ先

社会福祉課 障がい支援班

☎82・9519

手話講習会

(入門基礎課程)



▼期間

令和5年4月12日

～令和6年3月27日

(毎週水曜日47講座)

▼場所

津久見市公民館1階研修室ほか

▼時間 19時～21時

▼テキスト代 7,100円

▼申込締切 3月31日(金)

▼申込・問い合わせ先

社会福祉課 ☎82・9519

手話に興味のある方
お待ちしております！

①手話



②興味をもつ



③人



④待つ



障がい者を虐待から

守りましょう！

虐待は障がい者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。虐待を防ぐためには、一人ひとりがこの問題を認識して、早期に発見することが大切です。

虐待の疑いがあると思われる場合には、障がい者虐待防止センターへ通報してください。

障がい者の虐待は……

○虐待をしている人に、虐待をしている認識がない場合があります。

○虐待を受けている人が虐待と認識できないで、被害を訴えられない場合があります。

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

○養護者による障がい者虐待

障がい者の家族や同居する人による虐待のことです。

○障害者福祉施設従事者などによる障がい者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所などで働いている職員による虐待のことです。

○雇い主による障がい者虐待

障がい者を雇っている事業主などによる虐待のことです。

▼問い合わせ先 津久見市障がい者虐待防止センター(社会福祉課内)

☎82・9519
☎82・7666

E-mail: tsu-fukushi@city.tsukumi.lg.jp

FAX 82・9466